

○安中市建設工事成績評定要領

平成25年2月21日

安中市告示第8号

(目的)

第1条 この告示は、市が執行する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（平30告示52・一部改正）

(対象工事)

第2条 評定の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、1件当たりの請負金額が200万円以上のものとする。

（令8告示16・一部改正）

(評定の内容)

第3条 評定は、施工体制、施工状況、出来形、品質、出来栄え、工事特性、創意工夫及び社会性等並びに法令遵守等の評定項目について対象工事ごとに行うものとする。

（令5告示25・一部改正）

(評定者)

第4条 前条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、対象工事の検査員、監督員及び工事の執行を総括する者（以下「総括職員」という。）とする。

(評定の方法)

第5条 評定は、第3条の評価項目について対象工事ごとに、評定者それぞれが的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の採点は、検査報告書及び工事成績評定表（様式第1号。以下「評定表」という。）により行い、その結果を記録するものとする。

3 評価項目ごとの評定点の算出は、細目別評定点採点表（様式第2号）により行うものとする。この場合において、細目別評定点採点表は、作成した日から5年を経過した日の属する年度まで企画政策部財政課において保存するものとする。

4 対象工事における工事特性、創意工夫及び社会性等に関しては、受注者が当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

（平30告示52・令3告示61・令5告示25・一部改正）

(評定の時期)

第6条 評定は、対象工事の安中市建設工事検査規程（平成18年安中市訓令第47号）第2条第1号に規定する完成検査（以下「完成検査」という。）で行うものとする。ただし、同条第4号に規定する中間技術検査（以下「中間技術検査」という。）を行ったときは、検査員に限り当該検査及び完成検査で評定を行うものとする。

(平30告示52・一部改正)

(評定表の提出等)

第7条 評定者は、評定を行ったときは、速やかに作成した評定表を市長に提出するものとする。この場合において、評定表は、当該評定表の提出があった日から5年を経過した日の属する年度まで企画政策部財政課において保存するものとする。

(平30告示52・令3告示61・令5告示25・一部改正)

(評定結果の通知)

第8条 市長は、評定者から評定表の提出があったときは、対象工事の受注者に対して評定の結果を工事成績評定通知書（様式第3号）及び項目別評定点結果表（様式第4号）により速やかに通知するものとする。

(説明請求等)

第9条 前条の規定による通知を受けた受注者は、当該通知を受けた日から14日以内に市長に対し、評定の内容について工事成績評定に係る説明請求書（様式第5号）により説明を求めることができる。

2 市長は前項の規定による請求があった場合は、工事成績評定に係る説明書（様式第6号）により回答するものとする。この場合において、工事成績評定に係る説明請求書及び工事成績評定に係る説明書は、企画政策部財政課において、閲覧できるものとする。

(平30告示52・令3告示61・令5告示25・一部改正)

(評定の修正)

第10条 市長は、第8条の規定による通知をした後、当該通知のあった受注者から内容の修正を求められた場合は、当該評定について、再度確認し、修正が必要であると認められる場合は、当該評定を修正しなければならない。

2 市長は前項の規定による修正をしたときは、その結果を対象工事の受注者に対して工事成績評定通知書により速やかに通知するものとする。

(評定結果の公表)

第11条 評定結果は、工事成績評定結果表（様式第7号。以下「結果表」という。）によ

り公表するものとする。

- 2 結果表は、企画政策部財政課において自由に閲覧できるものとし、閲覧に際して閲覧する者の氏名等の記載は要しないものとする。
- 3 結果表の閲覧期間は、第1項の規定による公表を開始した日から1年を経過した日の属する年度までとする。
- 4 第1項の規定により公表した結果表の内容に関する問い合わせには応じないものとする。
- 5 結果表は、第1項の規定により公表した日から3年を経過した日の属する年度まで企画政策部財政課において保存するものとする。

(平30告示52・令3告示61・令5告示25・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 この告示の施行の際現に工事が完了した対象工事の評定については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月27日告示第37号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第52号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日告示第61号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月16日告示第25号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年2月16日告示第16号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

検査報告書及び工事成績評定表

（事業担当）

部長	課長	係長

（検査担当）

企画政策部長	財政課長	契約検査係長

工 事 名						路線及び箇所名										請 負 額					当 初					円					完 成 期 日					当 初					年 月 日				
場 所						請 負 額										最 終					円					完 成 年 月 日					年 月 日														
受 注 者						契 約 年 月 日										年 月 日					円					検 査 年 月 日					年 月 日														
現場代理人	主任（監理）技術者					着 工 年 月 日										年 月 日					再 検 査 年 月 日					年 月 日																			
評 定 者		①監督員					②総括職員（課長・係長）										③検査員（中間技術検査）										④検査員（完成検査）																		
		①					②										③										④																		
評価項目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e																		
1. 施工体制	I 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10.0																																							
	II 現場代理人	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0																																							
	III 主任（監理）技術者	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10.0																																							
2. 施工状況	I 施工状況一般	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0								+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0																						
	II 工 程 管 理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0	+6.0		+3.0	0	-5.0	-10.0																																	
	III 安 全 対 策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0	+9.0		+4.5	0	-10.0	-20.0																																	
	IV 対 外 関 係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																																							
3. 出来形及び品質	I 出 来 形												+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0																			
	II 品 質												+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0																			
4. 出来栄	I 出 来 栄 え												+10.0		+5.0	0	-10.0		+10.0		+5.0	0	-10.0																						
5. 工事特性	I 施工条件等への対応						(最大+15.0)					0																																	
6. 創意工夫	I 創 意 工 夫	(最大+15.0)					0																																						
7. 社会性等	I 地域への貢献等						+5.0		+2.5	0																																			
加減合計 1 + 2 + 3 + 4 + 5 + 6 + 7		点					点										点										点																		
評定点（6.5点±加減点合計）		点					点										点										点																		
評 定 点 計		中間技術検査があった場合 ① × 0.4 + ② × 0.2 + ③ × 0.2 + ④ × 0.2 =					④ × 0.4 =										左欄の四捨五入（整数）										点																		
8. 法令遵守等							点																																						
評定点合計							点（評定点計（点） - 8. 法令遵守等（点） = 点）																																						
所見																	検査年月日																												

様式第2号（第5条関係）

細目別評定点採点表

工 事 名						
項 目	細 目	①監督員	②総括職員（課長・係長）	③検査員（中間技術検査）	④検査員（完成検査）	評 定 点／満 点
1. 施工体制	I 施工体制一般	() × 0.4 + 2.8 = 点				/ 3.2
	II 現場代理人	() × 0.4 + 2.8 = 点				/ 4
	III 主任（管理）技術者	() × 0.4 + 2.8 = 点				/ 3.2
2. 施工状況	I 施工状況一般	() × 0.4 + 2.8 = 点		() × 0.4 + 7.5 = 点	() × 0.4 + 7.5 = 点	/ 13.9
	II 工程管理	() × 0.4 + 2.8 = 点	() × 0.2 + 3.9 = 点			/ 9.5
	III 安全対策	() × 0.4 + 2.8 = 点	() × 0.2 + 3.9 = 点			/ 10.5
	IV 対外関係	() × 0.4 + 2.8 = 点				/ 3.6
3. 出来形及び品質	I 出来形			() × 0.4 + 7.5 = 点	() × 0.4 + 7.5 = 点	/ 11.5
	II 品質			() × 0.4 + 7.5 = 点	() × 0.4 + 7.5 = 点	/ 11.5
4. 出来栄	I 出来栄			() × 0.4 + 7.5 = 点	() × 0.4 + 7.5 = 点	/ 11.5
5. 工事特性	I 施工条件等への対応		() × 0.2 + 3.8 = 点			6.8
6. 創意工夫	I 創意工夫	() × 0.4 = 点				6
7. 社会性等	I 地域への貢献等		() × 0.2 + 3.8 = 点			4.8
8. 法令遵守等						0
評 定 点 合 計		点	点	点	点	/ 100

※中間技術検査があった場合 (①+②+③×0.5+④×0.5) = 細目別評定点
 ※中間技術検査がなかった場合 (①+②+④) = 細目別評定点

第 号
年 月 日

安中市長



貴社が受注した工事について、安中市建設工事成績評定要領第8条の規定により評定した結果を通知します。

1 工事名

3 工事価格

4 工期 年 月 日から 年 月 日まで

5 完成検査年月日 年 月 日

6 工事成績評定点 点

7 説明請求 評価の結果に疑義がある場合は、この通知を受けた日から14日以内に安中市建設工事成績評価要領第9条の規定により説明を求めることができます。

8 送付先及び問い合わせ先

様式第4号（第8条関係）

項目別評定点結果表

工事名

評価項目	細目	評定点／満点	
1. 施工体制	I 施工体制一般	／ 3. 2	点
	II 現場代理人	／ 4	点
	III 主任（管理）技術者	／ 3. 2	点
2. 施工状況	I 施工状況一般	／ 13. 9	点
	II 工程管理	／ 9. 5	点
	III 安全対策	／ 10. 5	点
	IV 対外関係	／ 3. 6	点
3. 出来形及び品質	I 出来形	／ 11. 5	点
	II 品質	／ 11. 5	点
4. 出来栄え	I 出来栄え	／ 11. 5	点
5. 工事特性（加点のみ）	I 施工条件等への対応	／ 6. 8	点
6. 創意工夫（加点のみ）	I 創意工夫	／ 6	点
7. 社会性等（加点のみ）	I 地域への貢献等	／ 4. 8	点
8. 法令遵守等（減点のみ）		／	点
評 定 点 合 計		／ 100	点

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

安中市長 様

受注者 住所
氏名
電話番号

工事成績評定に係る説明請求書

年 月 日付けで安中市長から通知された工事成績評定点について、疑義がありますので安中市建設工事成績評定要領第 9 条の規定により次のとおり説明を求めます。

記

- 1 工 事 名
- 2 完成検査年月日
- 3 質 問 事 項

様式第 6 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

安中市長



工 事 成 績 評 定 に 係 る 説 明 書

年 月 日付けで貴社から説明を求められた評定内容について、次のとおり回答します。

記

1 工 事 名

2 疑義に対する回答

様式第 7 号（第 1 1 条関係）

工 事 成 績 評 定 結 果 表

担 当 課	
工 事 名	
工 事 場 所	
受 注 者	
評 定 点	

様式第1号（第5条関係）

（令5告示25・全改）

様式第2号（第5条関係）

（令5告示25・全改）

様式第3号（第8条関係）

様式第4号（第8条関係）

（令5告示25・全改）

様式第5号（第9条関係）

様式第6号（第9条関係）

様式第7号（第11条関係）